

京都市上下水道局水道技術研修受講料等取扱いに関する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第5号

京都市上下水道局水道技術研修受講料等取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が実施する、他の地方公共団体等の水道技術の向上を目的とした水道技術に関する研修（以下「水道技術研修」という。）の取扱い及び水道技術研修の受講に要する費用（以下「受講料」という。）について定めることを目的とする。

(水道技術研修の内容)

第2条 水道技術研修の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 水道技術全般に関すること
- (2) 給水及び配水に関すること
- (3) 防災危機管理に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、水道事業に関すること

(水道技術研修の受講対象)

第3条 水道技術研修の受講対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体が経営する水道事業体
- (2) 前号に掲げる者のほか、受講対象とすることが適当であると京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が認める団体

(水道技術研修の受講申込)

第4条 水道技術研修の受講を希望する者（以下「受講申込者」という。）は、あらかじめ管理者に対して京都市上下水道局水道技術研修受講申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 管理者は、前項の提出を受けた場合、受講決定通知書（第2号様式）により受講申込者に対して受講決定を通知するものとする。

(受講料の納入)

第5条 管理者から受講を決定された者（以下「受講予定者」という。）は、京都市上下水

道局水道技術研修受講者名簿（第3号様式）により受講者の内訳を確定するとともに、定められた受講料を納入しなければならない。

2 前項の受講料は、管理者が定める納入期限までに、納付書により振り込まなければならない。

（水道技術研修の中止等に係る受講料の負担）

第6条 受講予定者は、水道技術研修を受講しなかった場合であっても、受講料を負担しなければならない。ただし、次に掲げる事由による場合は、この限りでない。

(1) 管理者の都合により水道技術研修を中止又は変更した場合

(2) 受講予定者が水道技術研修を受講しない旨を管理者に事前に通知し、かつ受講料の納入が必要ないと管理者が認めた場合

（受講料の算定）

第7条 受講料は、水道技術研修に係る諸費用に基づき算定するものとする。

2 受講料の詳細は、別に定める「京都市上下水道局水道技術研修受講料算定基準」によるものとする。

（損害の賠償責任）

第8条 水道技術研修の実施に伴い、上下水道局又は第三者に生じた損害は、上下水道局又は第三者に故意又は重大な過失がある場合を除き、受講申込者の負担とする。

2 水道技術研修の実施に際して災害等により受講申込者に生じた損害は、上下水道局に故意又は重大な過失がある場合を除き、上下水道局はその賠償の責を負わない。

（守秘義務）

第9条 上下水道局は、水道技術研修の実施過程で知り得た受講申込者に関する業務上の秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、受講申込者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（補足）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長宛

京都市上下水道局水道技術研修受講申込書

1 申込者

団体名	
御担当者（窓口）の氏名	（フリガナ）
御担当者（窓口）の所属	
所在地	
電話	
メールアドレス	
受講料請求先名	

2 受講を申し込む研修

研	修	名

3 受講希望人数

人	数	名
---	---	---

- ※ 御記入のうえ、電子メールでお申し込みください。
- ※ ファイル名は「申込書（団体名）」をお願いします。例）申込書（京都市）
- ※ 申込者数の状況等により、全員が受講できない場合があります。
- ※ 研修受講決定の通知が届きましたら、同封する納付書により、受講料のお振込をお願いします。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

御中

京都市公営企業管理者  
上下水道局長

受講決定通知書

年 月 日付けで申込があった以下の研修の受講について、決定しましたので通知します。

研	修	名
実施日： 月 年 日 ( )		
開催場所：京都市上下水道局水道技術研修施設		

受講可能人数	合計	円 (税込)	名
お支払い金額	(内訳：受講料	円 / 1名 × 名)	
支払期日	年 月 日 ( ) まで		

上記の支払期日までに、「京都市上下水道局水道技術研修受講者名簿（第3号様式）」※を電子メールで送付するとともに、上記の金額を同封の納付書によりお振込ください。

なお、当方の都合による場合を除き、入金後は原則として返金いたしません。

※ 「京都市上下水道局水道技術研修受講者名簿（第3号様式）」に御記入のうえ、電子メールで送付してください。ファイル名は「名簿（団体名）」でお願いします。例）名簿（京都市）

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長宛

京都市上下水道局水道技術研修受講者名簿

研 修 名	
団 体 名	
受講料振込予定日	年 月 日 ( )

	氏 名	所 属 名	職 名
1			
2			
3			
4			
5			
			合計 名

- ※ 決定した人数に合わせて記載欄を追加してください。
- ※ 電子メールで送付してください。
- ※ ファイル名は「名簿（団体名）」をお願いします。例）名簿（京都市）

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部企業力向上推進室)